

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの特別の設備	
根拠条例等・条項	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例 第6条	
所 管 課	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課	
審 査 基 準	<p>(根拠条文)</p> <p>使用者は、センターを使用するに当たり、特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。</p> <p>4 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定できない
	標準処理期間を設定できない理由	個々の申請ごとに内容が異なるため